

意見書

電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について、電波法第 99 条の 12 第 1 項及び第 2 項並びに放送法第 53 条の 11 第 2 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 20 年 2 月 21 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 20 年 3 月 12 日

主任審理官 西本 修一

記

第 1 意見

電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案は、適当である。

第 2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 衛星系放送局の免許に関し、公示する期間内に申請を要することとしない無線局の範囲を変更すること。（第 6 条の 4 第 9 号関係）
- 二 地上系放送局の再免許に関し、公示する期間内に申請することを要することとすること。（第 6 条の 4 第 10 号関係）
- 三 地上アナログテレビジョン放送及び BS アナログテレビジョン放送に係る再免許の有効期間について定めること。（第 9 条関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 放送普及基本計画の一部変更案

ア 変更内容

- 一 地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送へ移行する期日を平成 23 年 7 月 24 日と定めること。
- 二 平成 22 年までに地上アナログテレビジョン放送と同等地域において地上デジタルテレビジョン放送が受信できることとすること。
- 三 地上アナログテレビジョン放送及び BS アナログテレビジョン放送が終了する期日を平成 23 年 7 月 24 日と定めること。
- 四 その他規定を整備すること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 放送用周波数使用計画の一部変更案

ア 変更内容

- 一 放送普及基本計画の変更に伴い、BS アナログテレビジョン放送が終了する期日を平成 23 年 7 月 24 日と定めること。
- 二 その他規定を整備すること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、本年 10 月 31 日をもって日本放送協会、放送大学学園及び一般放送事業者の放送局（放送衛星局を含む。）の免許の有効期限が満了し、再免許及び新免許を行うことに関し関係規定の整備を行うものである。

電波法施行規則の改正については、まず 1 点目として、地上アナログテレビジョン放送及び BS アナログテレビジョン放送に係る再免許の有効期間の改正を行う。

放送局の免許の有効期間は、原則 5 年間であるが、地上アナログテレビジョン放送については、再免許後の免許の有効期間内の、平成 23 年 7 月 24 日までに地上アナログテレビジョン放送が終了することとしているため、免許の有効期間の短縮を行う。また、BS アナログテレビジョン放送についても、地上アナログテレビジョン放送と同日の平成 23 年 7 月 24 日とすることとしているため、同様に免許の有効期間の短縮を行うものである。

2 点目は、平成 18 年 3 月 31 日の閣議決定において、地上波放送局の新規事業者の公募手続を明確化することとされていることにかんがみ、地上系一般放送事業者に係る再免許及び新免許を受け付けるために、地上系一般放送事業者に係る放送局を不公示無線局から公示無線局へ改める。

3 点目は、衛星系放送局に係る公示手続の一部簡素化についてであり、これは公示手続を経て開設された無線局が開設されている人工衛星に新たに放送局を開設する場合、公示手続の対象外とするものである。

次に、放送普及基本計画の一部変更について、1 点目は、地上デジタルテレビジョン放送への移行期日を平成 23 年 7 月 24 日と規定した。

2 点目として、本年に行う再免許及び新免許以降は、地上アナログテレビジョン放送中心から、地上デジタルテレビジョン放送中心に制度設計をすることになることから、デジタル放送の規定をアナログ放送の規定よりも先に規定することとし、デジタル放送に関する規定として、「平成 22 年までにアナログ放送と同等地域においてデジタル放送が受信できるようにする」や「デジタル放送への全面移行を促すようなデジタル技術の特性を生かした放送をできる限り多く行う」とし、さらに、地上アナログテレビジョン放送の終了期日を平成 23 年 7 月 24 日とした。

3 点目は、衛星系について、BS アナログテレビジョン放送の終了期日を地上アナログテレビジョン放送と同日の平成 23 年 7 月 24 日とする等の規定の整備を行うものである。

放送用周波数使用計画の一部変更については、放送普及基本計画の変更に伴い、衛星系について、同様の制度整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件変更案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見

の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社WOWOW	賛 成	要望あり
社団法人日本民間放送連盟	賛 成	要望あり
日本放送協会	異議なし (賛 成)	要望あり

第3 理由

本件は、放送局の一斉再免許に伴う制度整備を目的として、電波法施行規則の一部を改正するとともに、放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

放送事業者が開設している放送局（放送衛星局を含む。）は、本年10月31日をもって免許の有効期間が満了する。これに伴い、放送事業者は、現在開設している放送局に係る再免許申請を本年5月1日から7月31日までの間に行うこととなる。今回の改正は、この一斉再免許に先立ち、必要な制度整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

主な変更箇所は、次の2点である。

1 地上・BSアナログテレビジョン放送の免許の有効期間の短縮

地上アナログテレビジョン放送については、再免許後の免許の有効期間（平成20年11月1日～平成25年10月31日）中において、地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送に完全移行が予定されており、地上アナログテレビジョン放送が平成23年7月24日までに終了することとされているため、地上アナログテレビジョン放送の免許の有効期間の短縮を行う。

BSアナログテレビジョン放送については、再免許後の免許の有効期間中の平成23年までに終了することとされていたが、地上アナログテレビジョン放送と異なり具体的な終了期日までは定められていなかったため、今般、終了期日を地上アナログテレビジョン放送と同日の平成23年7月24日とすることを決定した上で、地上アナログテレビジョン放送と同様に、免許の有効期間の短縮を行う。

2 地上系放送局に係る新規事業者の公募制度の導入

地上系放送局の免許に関し、「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）」において、地上波放送における競争の促進という観点から、再免許手続に関して所要の整備を行い平成20年の再免許から実施することとされたことを受け、新規事業者の公募制度の導入等を行う。

電波法施行規則の改正案では、

- ・ 地上系放送局の再免許に関し、公示する期間内に申請することを要することとする。
 - ・ 衛星系放送局の免許に関し、公示する期間内に申請を要することとしない無線局の範囲を変更すること。
- 等の変更を行っているが、これらは規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、新規事

業者の公募を実施するために必要な制度の導入及び関連規定の整備を行うものであり、改正内容は適当と認められる。

また、地上アナログテレビジョン放送及び BS アナログテレビジョン放送に係る再免許の有効期間について定めているが、これは、アナログ放送からデジタル放送への移行のための措置であり、改正内容は適当と認められる。

放送普及基本計画の変更案では、地上アナログテレビジョン放送及び BS アナログテレビジョン放送が終了する期日を、どちらも現行の放送用周波数使用計画における地上アナログテレビジョン放送の終了期日に合わせ、平成 23 年 7 月 24 日と定めているが、これは視聴者の利便性とわかりやすさを考慮したものであり、改正内容は適当と認められる。

また、

- ・ 地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送へ移行する期日を平成 23 年 7 月 24 日と定めること。
- ・ 平成 22 年までに地上アナログテレビジョン放送と同等地域において地上デジタルテレビジョン放送が受信できることとすること。

等の変更を行っているが、これらはアナログ放送からデジタル放送への移行のための措置であり、改正内容は適当と認められる。

放送用周波数使用計画の変更案では、放送普及基本計画の変更に伴い、BS アナログテレビジョン放送が終了する期日を平成 23 年 7 月 24 日と定めているが、これは視聴者の利便性とわかりやすさを考慮して地上アナログテレビジョン放送の終了期日に合わせたものであり、改正内容は適当と認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された要望については、総務省から別紙のとおり回答があり、利害関係者から了解が得られた。

特に、BS デジタル放送への移行に関しては利害関係者 3 者全てから要望が陳述され、総務省から、関係事業者と協力した検討体制を早急に構築し、地上アナログテレビジョン放送の終了対策とも十分な連携を図り取り組んでいく旨の回答があった。アナログテレビジョン放送からデジタルテレビジョン放送へ円滑な移行を行うためには、総務省と関係事業者等が協力して適切な措置を実施していく必要があると考えられる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>株式会社 WOWOW</p> <ul style="list-style-type: none"> BS アナログテレビジョン放送終了に向けた体制を国の主導により構築することを要望する。 	<p>指摘の点も踏まえつつ、関係事業者等と協力した検討体制を早急に構築し、地上アナログテレビジョン放送の終了対策とも十分な連携を図り取り組んでまいりたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> BS アナログテレビジョン放送終了にあたっては、広報活動やコールセンター設置等、地上アナログテレビジョン放送と同様に国民全体に向けた対応するために、国が予算・制度立案等を行うことを要望する。 	<p>指摘の点も踏まえつつ、関係事業者等と連携して適宜適切な措置を講じてまいりたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 有料放送の発展においてはチャンネル数の拡大が不可欠であり、BS 放送の発展に寄与する有料放送サービス充実のために、WOWOW が BS アナログテレビジョン放送終了後の帯域を利用して、ハイビジョンでの複数チャンネルサービスが提供可能となるように、制度整備等を検討するよう要望する。 	<p>今後の検討に当たっての貴重なご意見として承る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> BS アナログテレビジョン放送終了に伴い CATV 等同時再送信を行うインフラのデジタル化が必要となるため、平成 23 年 7 月 24 日までに完全デジタル化されるように、国として推進していくことを要望する。 	<p>指摘の点も踏まえつつ、関係事業者等と連携して適宜適切な措置を講じてまいりたい。</p>
<p>社団法人 日本民間放送連盟</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上デジタルテレビジョン放送の免許及び再免許方針の一部改正案（以下、「免許方針案」と言う。）においては、デジタル技術の特性を生かした放送のサービス類型として特に「ピュアハイビジョン」と「マルチ編成」の 2 つが挙げられているが、デジタル技術の特性を生かした放送としては、ワンセグやデータ放送等のさまざまなサービスがあり得るので、視聴者ニーズを踏まえ、ピュアハイビジョンを主力とする多彩な放送サービスの有用性を包含した免許方針や比較審査基準とされるよう要望する。 	<p>これらの高度サービスの重要性は十分認識しているが、視聴者への訴求力という視点から、その代表として「ピュアハイビジョン」と「マルチ編成」を選んだものである。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 免許方針案においては、新たな免許申請にあっては、予備免許後1年以内に親局から放送を行うものであることとなっているが、現在地上デジタルテレビジョン放送が行われている地域において1年間の猶予を置くことは、すでに地上デジタルテレビジョン放送を視聴している視聴者に対し、不便を強いるとともに、重要な情報の伝達が行われなくなる可能性を否定できないため、視聴者保護の観点から当該期間の短縮を要望する。 	<p>既存の放送事業者が免許を失った場合、新規の放送事業者による放送開始までの間、一定期間、放送が行われないことになるが、電波法関係審査基準においては、工事の落成期限は予備免許後1年以内と規定している。一方、免許方針案においては、予備免許から1年以内に親局から放送を行う、としており、視聴者が不利益となる期間を極力短縮するよう、可能な限り放送の継続の確保に配慮し、電波法関係審査基準よりも厳しい規定としている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地上系による放送局に係る比較審査基準案及び地上系に係る放送局（デジタルテレビジョン放送に限る）に係る比較審査基準案（以下、「比較審査基準案」と言う。）において、事業計画の確実性および不確実性の判断基準の明確化を要望する。 	<p>再免許は新たな免許である以上、次の免許期間に関し、事業計画の確実性（放送局の開設の根本的基準第3条第1号）を審査事項として求めている趣旨に基づき適切に審査を行う。なお、既存放送事業者については、これまでの実績及び現状を踏まえ、また、新規参入希望者については事業計画の妥当性を裏付ける資料の提出を求め厳正に審査する予定である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 比較審査基準案(2)設備の整備計画及び(3)放送番組の制作体制、調達体制の評価項目については、事業計画の確実性を裏付けるための重要な項目であることから、より高い評価点とするよう要望する。 	<p>事業計画の確実性の中でも財政的基礎の項目は、電波法第7条第2項第3号において当該業務を維持するに足りる財政的基礎があることとされ、他の設備整備計画、番組制作・調達体制の項目に比べ、重要とすることから配点を重くしているものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 基幹放送たる地上放送の社会的機能として、災害放送への対応は極めて重要であることに鑑み、自然災害発生時に備えた取材・報道体制を有することを、予備電源装置に係る比較審査基準案4 災害放送への対応とは別の評価項目として追加するとともに、より高い評価点とするよう要望する。 また、予備電源装置の評価点についても、より高い評価点とするよう要望する。 	<p>自然災害発生時に備えた取材・報道体制の重要性は十分認識しているが、審査基準は客観的な基準であり、行政側の裁量の余地を極力なくすことが肝要であることから、人員体制、取材・報道体制を客観的に点数化し評価することは困難であるため、比較審査項目に入れるのは適当ではないと判断している。 また、災害放送への対応としての予備的電源装置についても重要な評価項目と認識しているが、個別の評価点に関しては比較審査項目全体のバランスの中で、位置付けられることから、当該要望は参考として承る。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 比較審査基準案5 放送の公正かつ能率的な普及（１）地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていることとの定めていることについては、ローカル番組比率を比較審査基準案に持ち込むことは不要かつ不適切であるため、本規律については削除を要望する。 	<p>放送法に基づく、放送普及基本計画の考え方を踏まえ、比較審査基準案において、「地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること」を規定し、ローカル番組比率を評価基準の一つとするものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許手続規則の一部改正案別表第二号第1 注23(9)ア、(ア)A「超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載」について「HD」は「PHD」と表記するのが適切である。 	<p>意見を踏まえ、修正する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許手続規則の一部改正案別表第二号第1 注23(9)ア、(ア)A「超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載」について、「免許方針案においてサイマル放送の比率が削除されていることから、サイマル放送の時間数は不必要と考えられるので削除すべきである。 	<p>独自放送の割合を把握する観点から、サイマル放送の時間比率を記載することが必要であると考える。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許手続規則の一部改正案別表第二号第1 注23(9)ア、(ア)A「超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載」について、双方向放送の時間数は、双方向の定義が不正確なため削除し、その代替案としてデータ放送の時間数の採用を要望する。 	<p>意見を踏まえ、修正する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許手続規則の一部改正案別表第二号第1 注23(9)ウ、(ア)A「超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載」について、放送番組の供給者について、放送事業者とその他の者を新たに区分しているが、放送番組の調達自体は各事業者の個別の編成権および企業戦略に属する事項であり、新たな区分は不要かつ不適切と考えられるため、現行どおり、他から供給を受ける放送番組の時間数の記入のみの採用を要望する。 	<p>指摘の点も踏まえ、検討することとしたい。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 放送法施行規則の一部改正案別表第1号(第1条の2関係)においては、地上デジタルテレビジョン放送で有料放送をおこなうものは措置されていないが、地上デジタルテレビジョン放送の普及や視聴者ニーズに合致するのであれば、個別事業者の意見も十分に聞きながら適時適切に制度を見直すよう要望する。 	<p>関係各方面の意向も伺いつつ、検討することとしたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地上デジタルテレビジョン放送から地上アナログテレビジョン放送への全面移行は、移行先のチャンネルを事業者が自由に選べるものではなく、デジタル混信の発生防止や発生後の対策は個別事業者の努力を超えるところがあるため、国としてもこうした事情に十分配慮し、適切に支援策を講ずるよう要望する。 	<p>デジタル混信対策については、無線局の免許人たる放送事業者の責務として主体的な取組が求められるところであるが、国としても、デジタル混信対策の推進のため、補完的な中継局を置局する場合の整備費用の一部を補助する等、予算・制度立案等の面において支援策を検討しているところである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案において、BSアナログテレビジョン放送を平成23年7月24日までに終了することを明記したのに伴い、国は同放送の円滑な終了に向け、例えば関係者と協力してBSアナログテレビジョン放送終了のための周知広報計画を策定するなど必要な施策を講じることを要望する。 	<p>指摘の点も踏まえつつ、関係事業者等と協力した検討体制を早急に構築し、地上アナログテレビジョン放送の終了対策とも十分な連携を図り取り組んでまいりたい。</p>
<p>日本放送協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画の一部変更案において地上アナログテレビジョン放送の終了期限日を平成23年7月24日と明記することについては、地上アナログテレビジョン放送の終了に際し、視聴者に無用の混乱をもたらすことのないよう、視聴実態調査や視聴者へのきめ細かい周知・指導等を通じて、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行に配慮を要望する。 	<p>指摘の点も含め、地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行に取り組んでまいりたい。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画の一部変更案において平成 22 年 12 月までに地上アナログテレビジョン放送と同等の地域において地上デジタルテレビジョン放送が受信できるようにすることに関し、中継局等の整備計画のうち、中継局の設置については放送事業者が実施するが、共聴施設等他の代替手段を活用する場合については、放送事業者以外の要因も大きいことから、円滑な移行を促進するためには国や自治体等の役割が重要であり、配慮を要望する。 	<p>共聴／ケーブル地域については、アナログ中継局のカバーエリアについてデジタル中継局を設置する代わりに、各放送事業者の経営判断の上でこのようなロードマップを提示してきた経緯があり、デジタル中継局整備と同様に、各放送事業者が主体的に取り組むことが基本と考えている。</p> <p>その整備に当たっては、国としても協力、支援していくものであり、地方公共団体にもしかるべく協力を求めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案において、BS アナログテレビジョン放送の終了期限日を平成 23 年 7 月 24 日と規定することについて、BS アナログテレビジョン放送は、その時点で同放送の視聴者が BS デジタルテレビジョン放送も視聴可能な環境になっていることが必要不可欠な条件であり、BS アナログテレビジョン放送の終了に際しては、同放送のみを受信している視聴者が残ることのないよう、国においても十分な施策を講じるよう要望する。 	<p>指摘の点も踏まえつつ、関係事業者等と連携して適宜適切な措置を講じてまいりたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案において、BS アナログテレビジョン放送の終了期限日を平成 23 年 7 月 24 日と規定することについて、難視聴解消の観点から、地上アナログテレビジョン放送を継続している間は、BS アナログテレビジョン放送を終了することは困難であるため、BS アナログテレビジョン放送の終了と地上アナログテレビジョン放送の終了が確実に同時になるよう、また、BS アナログテレビジョン放送終了後の空き周波数を利用する委託放送事業者の認定など、BS アナログテレビジョン放送の終了に関連する各種の手続き等に関しては、地上アナログ放送と BS アナログ放送の終了の総合的な日程を確立した上で進めるよう要望する。 	<p>指摘の点も踏まえつつ、適宜適切な措置を講じてまいりたいと考えております。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案において、BS アナログテレビジョン放送の終了期限日を平成 23 年 7 月 24 日と規定することについて、BS アナログテレビジョン放送の終了に関する検討体制を、国を中心に早急に構築するよう要望し、また、検討にあたっては、地上アナログテレビジョン放送の終了と一体となった検討を行うことが必要である。 	<p>指摘の点も踏まえつつ、関係事業者等と協力した検討体制を早急に構築し、地上アナログテレビジョン放送の終了対策とも十分な連携を図り取り組んで参りたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案において、BS アナログテレビジョン放送の終了期限日を平成 23 年 7 月 24 日と規定することについて、BS アナログテレビジョン放送の終了のためには、家庭のテレビ受信機だけでなく、共聴施設等が、アナログ受信からデジタル受信に変更されていることが必要なため、これらの施設のデジタル化が確実に進むよう、国として施策を講じるよう要望する。 	<p>指摘の点も踏まえつつ、関係事業者等と連携して適宜適切な措置を講じてまいりたい。</p>